

<第6次>

千葉県 L P ガス料金負担軽減支援事業 ～販売事業者向け説明資料～

公益社団法人千葉県 L P ガス協会
千葉県支援事業部

第6次支援事業について

＜助成事業の実施にあたっての注意点＞ ※手引きP1抜粋

- ア 本事業は、L P ガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、助成事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- ウ 本事業の関係書類は事業終了後5年間（令和13年度末まで）保存しなければなりません。また、協会から閲覧の求めがあった際は、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- エ 要領・手引きに記載のない細部については、協会からの指示に従ってください。

＜助成事業の返還＞

- ア 本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としているため、事業の適正な執行が求められることとなります。したがって、不正行為（※）に対しては、加算金を課した上での助成金の返還等を含め、厳正に対処することとします。
- （※）不正行為
- ・ 本補助事業の申請内容に虚偽がある場合
 - ・ 交付要領（誓約事項・同意事項）に違反がある場合
 - ・ 不正受給が確認された場合 等
- イ 本事業は、会計検査院等による検査の対象になります。また、検査の結果、助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、従わなければなりません。

前回（第5次）との変更点

変更点	変更内容
値引き対象月	令和8年 9月 又は 10月 検針分のうち、 いずれか1ヶ月 。 ※実施月が選択可能です。

第6次実施における注意点（お願い）

- (1) 値引き額は、**1,500円（税抜）**が上限です。
※**LPガス料金以外は、値引きの対象外です。**
例）値引き対象外：設備料金、延滞料金、灯油など。
- (2) **一覧表**の作成は、次の点に注意してください。
 - ①協会指定の書式（**Excelデータ**）で作成をお願いします。
※手書きしたものや、データを印刷したものをご提出された場合は、確認に相当時間を要することから、データでご提出をお願いします。
 - ②住所（**市町村名**）は、次のとおり作成をお願いします。
 - ・千葉市の場合「**千葉市〇〇区**」・・・〇〇区まで記載してください。
 - ・町村の場合「**〇〇郡〇〇町（村）**」・・・〇〇郡も記載してください。
- (3) 一般消費者の**請求書等の写し**は、次の点に注意してください。
 - ①請求書等の写しは、協会が一覧表の中から提出していただく消費者を指定しますので、**初回の提出時は、不要です。**（後日、協会が提出を依頼します。）
 - ②**基本料金、従量料金、設備料金を明確に記載し、値引き額が一覧表と合致**していることを事前に確認してください。

第6次支援事業の目的と概要

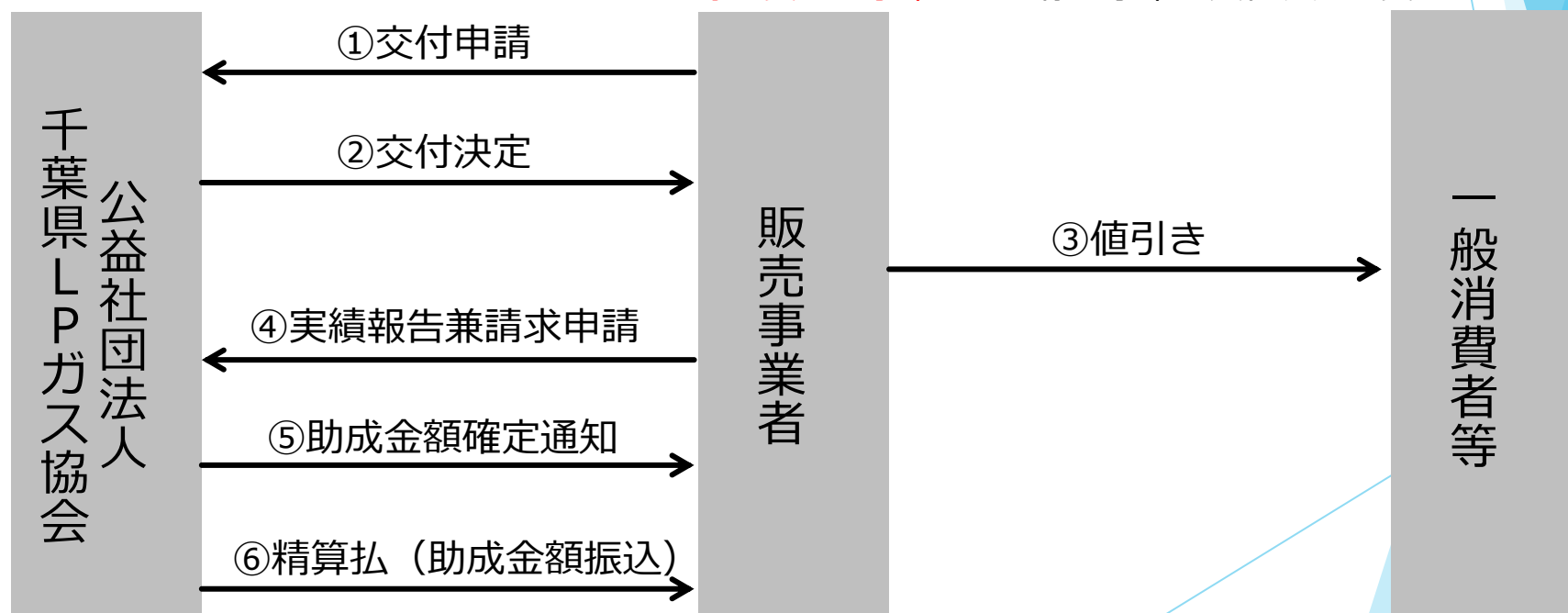
<事業の目的>

国の電気・ガス料金負担軽減支援事業が延長されたことを踏まえ、当該事業の対象外とされているLPガス料金の負担軽減を引き続き図るため、実施します。

<事業概要図>

※販売事業者（支援事業者）：

LP法第3条の登録を受けた事業者及びガス事業法第3条の登録を受けた事業者で、標記事業の交付決定を受けた者。



※上記以外で、必要に応じて、各種申請書等（計画変更申請書（様式3）、事故報告書（様式4））があります。

第6次支援事業の流れ

① 交付申請： 手引き(P6)

- ・書類提出…「交付申請書（様式1）」と「内訳書」を協会に提出
（各種書類は、専用HPでダウンロード可）

※支援事業専用WEBページ：<https://www.chiba-shien.com/index.html>

- ・申請期間…令和8年8月3日（月）～8月28日（金）まで（必着）

※提出が遅れる場合は、事前に要相談。

② 交付決定：

- ・交付決定通知書（様式2）を協会から販売事業者へ通知（送付）

※値引きは、交付決定後に実施すること！

※交付決定後は、値引きする旨を自社のホームページや電子メール、チラシなどを用いて、一般消費者等へ周知をお願いします。

※仮に、

交付決定額を上回るなど、変更が生じた場合、計画変更申請（様式3）等の提出が必要。

①交付申請書の
記入方法：

様式1（第5条関係）

記入例

令和8年8月3日

申請書の提出日を記入

公益社団法人千葉県LPガス協会会長 様

申請者 本社所在地 : 千葉県中央区中央港 1-13-1
事業者名(法人名又は屋号) : 株式会社千葉県
代表者役職名 : 代表取締役社長
代表者氏名 : 千葉 太郎

1. 交付申請額 金857,500円

2. 関係書類
様式1別紙千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請額内訳書

3. 誓約事項、同意事項に関する確認(内容を確認のうえ、枠内に☑すること).....

別記1 不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項 : 同意します。☑

別記2 反社会的勢力排除に係る誓約事項 : 同意します。☑

別記3 LPガスの販売事業者の提供する個人情報等の
取扱いに係る同意事項 : 同意します。☑

4. 連絡担当者

LP法 販売登録番号	12A〇〇〇〇	事業法(簡易ガス) 販売登録番号	D〇〇〇〇
担当者氏名	千葉 二郎		
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@chibalpg.or.jp		

誓約事項及び同意事項の
内容を確認及び同意し、
必ず3カ所にチェック☑
する。

※参照：

- ・別記1：交付要領 P.6
- ・別記2：交付要領 P.7
- ・別記3：交付要領 P.8

簡易ガスの販売登録番号
がある場合、記入

交付申請内訳書
の「3交付申請
額」を記入

①交付申請内訳書

の記入方法：

様式 1 別紙

※Excelデータで
作成の場合、件数
を入力すると全て
計算されます。

記入例

第6次千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請額内訳書

事業者名

株式会社千葉県

値引き実施予定月：9月

※上段に値引き実施予定月が9月か10月かいずれの月かをご記入ください。

種目別区分	内 訳			備 考
	件数	単価(円)	金額(円)	
1 支 援 金 の 額	500	1,500	750,000	一般消費者等の契約者 入力すること。
2 協 力 金 の 額			107,500	
① 固定協力金額			97,500	
(内訳) ② 契約(世帯)数に 応じた協力金額	500	20	10,000	一般消費者等の契約者 1件あたり20円を乗じた金額と する。
3 交 付 申 請 額			857,500	

値引き実施
予定月を記入

支援金の額の金額を記入
(= 件数×1,500円)

協力金の額の金額を記入
(= ① + ②)

消費者件数を
記入

協力金の②の金額を記入
(= 件数×20円)

交付申請額の金額を記入
(= 1支援金の額 +
2協力金の額)

※色付きのセルは計算式が入っていますので、入力不要です。

第6次支援事業の流れ

※前ページからの続き

③値引き： 手引き(P2)

〈対象の消費者〉

ア LP法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、**千葉県内でLPガスを消費する者。**

イ 市町村役場、県庁舎等、国又は地方公共団体が管理等する施設は、対象外。

但し、**次の場合は支援対象**となります。

- ・ 指定管理者により運営されている施設
- ・ **独立行政法人や国立大学法人が管理している施設**
- ・ 公民館などで住民がLPガス使用契約を締結し、住民が使用料を支払っている場合
- ・ 県営住宅、公務員住宅、駐在所など「生活の用に供する」の場合で、入居者がLPガス使用契約を締結し、料金を支払っている場合
- ・ **施設利用者が利用料金を払って利用する施設（運動施設、美術館等）**
- ・ **直接住民の用に供する施設（幼稚園・保育園、小中学校、高等学校、病院、図書館等）**

※ご不明な点がある場合は、協会にご連絡ください。

ウ 質量販売は、対象外。

第6次支援事業の流れ

※前ページからの続き

③値引き：手引き(P3)

〈値引き額〉

- ・一般消費者等1契約につき、**最大1,500円（税抜）**。

※**LPガス料金以外は、値引きの対象外です。**

（例）値引き対象外…設備料金、延滞料金、灯油など。

※請求料金（**LPガス料金**）が500円／月の場合、値引き額は500円／月。

- ・月の途中で開栓又は閉栓となった一般消費者等についても値引きの対象。

〈値引き対象月〉※**第5次と変更あり！**

- ・**令和8年9月又は10月検針分（いずれか1月分）**の

L Pガス使用料金が対象。

但し、システム改修等の理由により、上記検針月からの値引きが困難な場合は、事前に要相談。

第6次支援事業の流れ ※前ページからの続き

〈値引き額の算定方法・値引額等の明示〉

手引き(P3,4)

①元値から値引く場合の値引き額
⇒ 1,500円（税抜）

②税込額から値引く場合の値引き額
⇒ 1,650円（税込）

③請求料金が1,650円（税込）
未満の場合の値引き額
⇒ 450円（税込）

例1) 税込み前に値引き

基本料金	1,900円
従量料金	3,200円
設備料金	0円
千葉LP支援	-1,500円
ガス消費税	360円
当月ガス料金	3,960円
前月繰越額	0円
今回ご請求合計額	3,960円
(内、消費税額 360円)	

【値引き額】

・LPガス料金以外は、値引きの対象外です。
例) 値引き対象外：設備料金、延滞料金、灯油など。

【値引き額等の明示】

検針票・請求書・別紙などに、**値引き名**（千葉LP支援など）と**値引額**（税込又は税抜）を**消費者に千葉県支援事業で値引きしたことをきちんと明示してください。**

例2) 税込み後に値引き

基本料金	1,900円
従量料金	3,200円
設備料金	0円
ガス消費税	510円
当月ガス料金	5,610円
前月繰越額	0円
今回ご請求額	5,610円
千葉LP支援（税込）	-1,650円
今回ご請求合計額	3,960円
(内、消費税額 360円)	

【参考；-1,650円の内訳】

- ・千葉LP支援 -1,500円
- ・消費税相当額控除 -150円

【値引き額】

・LPガス料金以外は、値引きの対象外です。
例) 値引き対象外：設備料金、延滞料金、灯油など。

例3) 税込み後に値引き

基本料金	409円
従量料金	0円
設備料金	0円
ガス消費税	41円
当月ガス料金	450円
前月繰越額	0円
今回ご請求額	450円
千葉LP支援（税込）	-450円
今回ご請求合計額	0円
(内、消費税額 0円)	

【参考；-450円の内訳】

- ・千葉LP支援 -409円
- ・消費税相当額控除 -41円

【値引き額】

・LPガス料金以外は、値引きの対象外です。
例) 値引き対象外：設備料金、延滞料金、灯油など。

第6次支援事業の流れ

※前ページからの続き

④実績報告兼請求申請：手引き(P7)

・書類提出…

「実績報告書兼請求申請書（様式5）」

「実績報告内訳書」

「支援を行った一般消費者等の一覧表」

「一般消費者等の請求書等の写し」

※請求書等の写しは、協会から後日、対象者を指定うえ、提出を依頼しますので、初回の提出時点では不要です。）

・提出期限…令和8年12月25日（金）（必着）

<一覧表作成時の注意点>

(1)記載項目

- 「契約者名又は管理番号」「住所（市町村名のみ）」「値引き実施月（検針月等）」
「値引き前の請求金額」「値引き額（税抜）」

※（税込から値引く場合、「値引き額（税込）」も記載。）

第6次支援事業の流れ ※前ページからの続き

④実績報告兼請求申請： 手引き(P7)

(2)作成

※参照；本資料P14

- 所定の書式（協会指定の書式）にて作成してください。
(指定書式での作成が困難な場合は、事前に協会にご相談ください。)
- 「値引額（税抜）」は、必ず合計額の集計をお願いします。
- 値引額の税込額を税抜額にする際、小数点以下の端数処理がある場合は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれかを明示してください。
- 「住所（市町村名）」は、次のとおり記載してください。
例1）千葉市の場合：千葉市〇〇区（※〇〇区まで記載してください）
例2）〇〇郡の場合：〇〇郡〇〇町（村）（※郡も記載してください。）
- コミュニティガス（簡易ガス）利用世帯分の一覧表は、別で作成してください。

(3)提出

- 連続紙（ミシン線で繋がった用紙）での提出は、不可。
- 審査の迅速化のため、データ（**Excel**又はCSVファイル）での提出をお願いします。

第6次支援事業の流れ

※前ページからの続き

④実績報告兼請求申請：

<一般消費者等の請求書等の写しの注意点>

手引き(P8)

(1)目的

- 一覧表の記載内容（項目）と合致しているか、消費者へ「値引き額等の明示」がされているかを確認するため、提出していただきます。
 - 請求書等の写しとは、値引額の算定方法が確認できるものとし、「請求書、検針伝票、システム画面等」の写しを提出してください。
 - システムの都合上、検針票・請求書による値引きの明示ができない場合は、別紙を作成する等、消費者に当該事業で値引きされていることが分かるように対応するとともに、請求書等の写しと一緒に添付してください。
- ※値引きの明示を別紙やチラシなどで行った場合は、1部提出してください。

(2)提出

- 「一覧表」提出後、協会が無作為に特定の消費者を抽出します。
(提出枚数：3～5件程度を予定。)
- ※最初は提出不要です。協会で後日提出を依頼します。
- 必ず協会が特定した消費者の「請求書、検針伝票、システム画面等」の写しを提出してください。（協会への提出前に、該当の消費者のものが必ず確認。）
- ※基本料金、従量料金、設備料金を明確に記載し、値引き額が一覧表と合致していることを事前に確認してください。

第6次支援事業の流れ ※前ページからの続き

〈一覧表（税込後に値引く場合用）〉

支援(値引き)を行った対象世帯一覧

値引き実施月（検針月）を選択（又は記入）

又援事業名：

補助対象月・値引き実施月（検針月）：

※上段に値引き実施月が9月か10月かいずれの月かをご記入ください。

9月

請求月額（税込用）

「⑤値引き額
（税抜）」
小数点以下

切捨て

小数点以下の取扱いが分かるように、表の右上に「四捨五入」「切上げ」「切捨て」のいずれかを選択してください。

（理由）

仮に、④値引額(税込)が「450円」の場合、税抜額にすると「409.0909…円(税抜)」となり、
小数点以下の取扱いで助成金の金額が変わってしまう。
※税込額÷1.1＝税抜額

No	① 契約者名又は管理番号	② 市町村名	③ 値引き前の 請求月額(税込) (単位：円)	④ 値引き額 (税込)	⑤ 値引き額 (税抜)
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	市原市	14,300	1,650	1,500
(例)	管理番号123456789	千葉市中央区 千葉市	1,650	1,650	1,500
(例)	管理番号987654321	長生郡長生村 長生村	450	450	409
(例)	管理番号567891234	市原市 八幡	5,000	1,650	1,500

②市町村名

次のように記載してください。

- ・千葉市内の消費者…
千葉市〇〇区（〇〇区まで記載）
- ・〇〇郡内の消費者…
〇〇郡〇〇町（〇〇郡も記載）

※市町村名以外に地名の記載は不可です。必ず市町村名（上記参照）を記載してください。

100					0
	総計（1～100）		21,400	5,400	4,909

⑤値引き額（税抜）

- ・必ず合計額を集計してください。

第6次支援事業の流れ

※前ページからの続き

⑤助成金確定通知： **手引き(P8)**

- ・「助成金額確定通知書（様式6）」を協会から販売事業者へ通知（送付）

⑥精算払

- ・協会に提出された「実績報告書兼請求申請書（様式5）」記載の指定振込先へ振込み。

※振込通知は、助成金確定通知に同封してお知らせします。

※注意事項

- ・定められた期日までに、実績報告書等の提出を協会で確認できなかった場合は、交付決定通知書を受領していても助成金の支給対象外となります。
- ・実績報告書等の確認時に各種要件を満たしていると認められない場合は、助成金の交付は行いません。
- ・交付申請書に疑義が生じた場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めること、現地調査等を実施することがあります。

本事業の窓口について

(1) お問い合わせ窓口

公益社団法人千葉県LPガス協会 千葉県支援事業部
TEL : 043-306-4206

(2) 書類の提出（郵送）先

千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番1号
公益社団法人 千葉県LPガス協会 宛て

(3) 営業時間

午前9時30分～午後4時30分
ただし、正午～午後1時及び土日・祝日を除く

(4) 注意事項

協会へのお問い合わせ、協会への提出書類の持参は営業時間内に
お願いします。

詳細については、要領、手引き等でご確認ください。

ご協力の程
よろしくお願いいたします。